平成２６年（フ）第３６号
宮崎県都城市平塚町4103番地８
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１３３号
大阪府羽曳野市大黒241番地の33
債務者　藤原　良紀
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
新潟県長岡市東宮内町3185番地１　ハイタウン東宮内Ｂ―７号室、前住所新潟県南魚沼市浦佐2325番地乙
債務者　川島　良子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
金沢市西念３丁目18番11号
債務者　財　　千惠
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　利男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２８２号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目15番13号　泉荘103
債務者　福島　幸治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　佑治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２号
沖縄県うるま市字赤野1409番地５
債務者　島袋　茂夫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０２号
富山市八尾町小長谷2488番地11
債務者　黒瀬　　優
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
愛知県豊橋市三ツ相町343番地　Ｃ―102
債務者　小林　弘明
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚公美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３４２号
静岡市清水区上原１丁目１番27号
債務者　木村　朝子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２８１１号
大阪市平野区長吉出戸２丁目17番４―506号
債務者　丹羽　千賀
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２０号
大阪市平野区平野西５丁目５番32―406号、前住所大阪市平野区平野市町２丁目３番21号レオパレス平野市町105号
債務者　中村　優希
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２３号
大阪府吹田市川園町54番１号
債務者　橋本　竜也
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３７号
大阪市城東区古市３丁目15番８号　パルコートＫⅡ301
債務者　福田　諭士
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目３番12号　盛龍ハイツⅢ303
債務者　植山　雄司
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８７号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　カルムⅠ501号
債務者　國方　　保
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１５号
大阪市都島区中野町２丁目15番５―207号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目４番21号
債務者　尾形　恵子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５９号
大阪市西区南堀江４丁目12番18号　クラブハウス・ブレイン南堀江301
債務者　安永由希恵
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部